

# 見積に関する注意事項（さいたま市水道局）

次の案件について、被指名業者におかれましては、関係法令、関係書類並びに履行場所等を熟知の上、下記の注意事項を遵守し、見積書を提出してください。

## 記

|                     |                                          |                                                                                                                          |      |
|---------------------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 契 約 整 理 番 号         | 2677156                                  |                                                                                                                          |      |
| 案 件 名               | 超純水装置原水加圧ポンプの購入                          |                                                                                                                          |      |
| 履 行 場 所             | さいたま市北区東大成町2-445-1 水道総合センター              |                                                                                                                          |      |
| 業 務 所 管 課           | 水質管理課                                    |                                                                                                                          |      |
| 公 告 日 ・ 告 示 日 等     | 令和8年9月17日（木）                             |                                                                                                                          |      |
| 質 問 受 付 期 間         | 令和8年9月17日（木）午前9時から<br>令和8年9月25日（金）午後4時まで |                                                                                                                          |      |
| 質 問 回 答 期 日         | 令和8年9月29日（火）                             |                                                                                                                          |      |
| 見 積 書 受 付 開 始 日 時   | 令和8年10月1日（木）午前9時                         |                                                                                                                          |      |
| 見 積 書 受 付 終 了 日 時   | 令和8年10月5日（月）午後5時                         |                                                                                                                          |      |
| 開 封 日 時             | 令和8年10月6日（火）午後1時35分                      |                                                                                                                          |      |
| 保 証 金               | 入 札 保 証 金                                | 1. 免除      2. 入札金額の 5/100      ③. 適用なし                                                                                   |      |
|                     | 契 約 保 証 金                                | ①. 免除      2. 契約金額の 10/100                                                                                               |      |
| 履 行 期 限 （ 履 行 日 数 ） |                                          | 令和9年1月7日（木）                                                                                                              | 履行日数 |
| そ の 他               |                                          | 提出は見積書のみとする。内訳書については、落札者となった場合に提出を行うものとする。<br><br>内訳書の作成にあたっては、本体代の他に必要な設置費、運搬費、その他の工賃等がある場合は、諸経費等を本体代に加えた内訳書を作成するものとする。 |      |

## （注意事項）

### 1 仕様書等の閲覧

- (1) 仕様書等の閲覧等の方法を「電子配布」とする場合は、上記配布期間に、入札情報公開システムの発注図書ファイルに掲載する資料を参照すること。
- (2) 仕様書や同等品確認等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。
- (3) やむを得ない理由により、システムにおいて仕様書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

### 2 その他見積に関して質問のある場合は、事前に申し出ること。

- 3 落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、見積参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

### 4 見積合わせ後、契約の相手方とした者への連絡とする。

### 5 見積の辞退

見積参加を希望しない場合には、見積を辞退することができる。（システムにより辞退届を

提出すること。ただし、やむを得ない場合に限り書面による辞退を認める。)

6 見積の無効

(1) 地方自治法施行令第167条の4に定める見積参加資格がない者がした見積及びさいたま市水道局契約事務規程に違反した見積は無効とする。

(2) 明らかに連合によると認められる見積は、無効とする。

7 再度見積は1回までとし、原則として初度見積の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度見積は行わない。再度見積を行う場合において、初度見積に参加しない者、初度見積において無効の見積を行った者及び失格となった者は、再度見積に参加することができない。

8 落札となるべき金額の見積をした者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、見積参加者が入力した任意の数値（3桁）と処理時刻を用いた演算式により、システムによる電子くじを実施する。なお、書面により見積書を提出する場合においては、見積書に任意の3桁の数値を記入すること。

9 問い合わせ

さいたま市浦和区常盤 6－14－16

さいたま市水道局業務部管財課契約係

電話：048－714－3080

メールアドレス：[keiyaku-suido-kanzai@city.saitama.lg.jp](mailto:keiyaku-suido-kanzai@city.saitama.lg.jp)